

# 福岡県公報

平成二十三年八月三十一日  
第三千二百九十九号  
増刊 ①

## 目次

### 規則

○福岡県立自然公園条例施行規則及び福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（自然環境課）……………一

## 規則

福岡県立自然公園条例施行規則及び福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年八月三十一日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第二十九号

福岡県立自然公園条例施行規則及び福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（福岡県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第一条 福岡県立自然公園条例施行規則（昭和三十九年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

#### 目次中

「第三章 風景地保護協定及び公園管理団体（第二十条の三―第二十條の六）」

を

「第三章 生態系維持回復事業（第二十条の三―第二十条の八）」

を

「第四章 風景地保護協定及び公園管理団体（第二十条の九―第二十条の十二）」

に、「第四章」を「第五章」

に改める。

第一条各号列記以外の部分中「知事が」を「規則で」に改め、「施設」の下に「以下「公園施設」という。」を加える。

第二条中「第七条第二項」を「第八条第二項」に、「知事が」を「規則で」に、「をいう」を「とする」に改める。

第三条を次のように改める。

（公園事業の執行の同意又は認可の申請書の様式等）

第三条 条例第八条第四項の申請書の様式は、公園事業執行認可申請（執行協議）書（様式第一号）とする。

2 条例第八条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

二 第一条第一号から第八号まで及び第十号に掲げる公園施設にあつては、その公園施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第八条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第八号、第九号及び第十二号に掲げる書類を、公共団体が執行する公園事業にあつては第一号、第二号及び第九号から第十二号までに掲げる書類を除く。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の位置を明らかにした縮尺千分の一

以上の配置図

- 六 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面
  - 七 当該公園事業が福岡県環境保全に関する条例施行規則（昭和四十八年福岡県規則第十七号。以下「保全条例施行規則」という。）別表第一に掲げる行為に該当する場合は、自然環境の保全対策（開発の行為をする者が行う自然環境の保全のための措置をいう。以下同じ。）について記載した書類
  - 八 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
  - 九 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し、又は経営することができるところを証する書類
  - 十 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
  - 十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - 十二 事業資金を調達することができることを証する書類
  - 十三 公園事業の執行に關し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し、又は使用する場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
- 第四条及び第五条を次のように改める。
- 第四条及び第五条 削除**
- 第六条を次のように改める。
- （変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）
- 第六条** 条例第八条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
- 一 条例第八条第四項第一号に掲げる事項
  - 二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間
  - 四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な

額

- 五 第三条第二項第二号及び第三号に掲げる事項
- 第六条の次に次の二条を加える。
- （公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請書の様式等）
- 第六条の二** 条例第八条第七項の申請書の様式は、公園事業変更認可申請（変更協議書（様式第二号）とする。
- 2 条例第八条第八項において準用する同条第五項に規定する規則で定める書類は、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類とする。この場合において、当該公園事業が保全条例施行規則別表第一に掲げる行為に該当する場合は、変更後の自然環境の保全対策について記載した書類を併せて提出するものとする。
- （変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）
- 第六条の三** 条例第八条第九項の規定による軽微な変更の届出は、公園事業軽微変更届出書（様式第三号）を提出して行うものとする。
- 第七条及び第八条を次のように改める。
- （承継の同意又は承認の申請）
- 第七条** 条例第十条第一項の規定による承継の同意又は承認の申請は、公園事業合併（分割）承継承認申請（承継協議）書（様式第四号）を提出して行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
    - 一 合併法人等（条例第十条第一項に規定する合併法人等をいう。）の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
    - 二 第三条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
    - 三 合併契約書及び合併により消滅した条例第八条第二項の同意を得た者又は同条第三項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）の登記事項証明書又は分割契約書
- 3 条例第十条第二項の規定による承継の承認の申請は、公園事業相続承継承認申請書（様式第五号）を提出して行うものとする。
  - 4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
    - 一 第三条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類

二 被相続人との続柄を証する書類

三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

(公園事業の休廃止の届出)

第八条 条例第十一条の規定による休止又は廃止の届出は、公園事業を休止し、又は廃止しようとする日の一月前までに、公園事業休止(廃止)届出書(様式第六号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。

第九条から第十四条までを次のように改める。

第九条から第十四条まで 削除

第十五条を次のように改める。

(同意又は認可の失効の届出)

第十五条 条例第十二条第二項の規定による失効の届出は、執行認可(執行同意)の失効届出書(様式第七号)を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類

二 他の法令(条例及び規則を含む。以下同じ。)の規定による行政庁の許可、認

可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

第十六条第一項中「第十一条第三項」を「第十七条第三項」に、「自然公園特別地

域内行為許可申請書(第十七号様式の一―第十七号様式の九)」を「同項各号に掲げ

る行為に応じて様式第八号から様式第二十二号までの申請書」に改め、同条第二項第

一号中「五万分の一」を「二万五千分の一」に改める。

第十六条の二中「第十一条第三項第十三号」を「第十七条第三項第十六号」に改め

る。

第十七条中「第十一条第七項第三号」を「第十七条第七項第四号」に改め、同条第

三号中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第六号中「第十一条第三項」を「第十七条

第三項」に改め、同条第八号中「プラットホーム」を「プラットホーム」に改め、同

条第九号中「防護さく、土留よう壁」を「防護柵、土留擁壁」に改め、同条第十一号

中「こう配」を「勾配」に改め、同条第十一号の二中「道路」を「宅地又は道路」に改め、同条第十一号の三中「給じ台」を「給餌台」に改め、同条第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。

第十七条第十八号の次に次の十六号を加える。

十八の二 宅地の木竹を損傷すること(条例第十七条第三項第三号の知事が指定する区域内において損傷する場合に限る。以下この条において同じ。)

十八の三 自家用のために木竹を損傷すること。

十八の四 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の五 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の六 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の七 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

十八の八 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の九 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十一 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定

鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県

が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全

事業として木竹を損傷すること。

十八の十三 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平

成十五年法律第百三十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な

範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の

規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十四 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の

規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十八の十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十八の十六 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て損傷する場合を含む。）。

十八の十七 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十七条第二十四号の八中「屎尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に、「同法施行令」を「建築基準法施行令」に改め、同条第二十五号中「第十一条第三項第十号」を「第十七条第三項第十一号」に改め、同条第二十五号の六を第二十五号の八とし、第二十五号の五を第二十五号の七とし、第二十五号の四を第二十五号の六とし、同条第二十五号の三（平成十四年法律第八十八号）を削り、同条第二十五号の五とし、同条第二十五号の二を第二十五号の四とし、第二十五号の次に次の二号を加える。

二十五の二 農業を営むために条例第十七条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行う場合に限る。次号において同じ。）。

二十五の三 森林の整備及び保全を図るために条例第十七条第三項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第十七条第二十五号の八の次に次の三号を加える。

二十五の九 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十七条第三項第十四号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つ場合に限る。以下この条において同じ。）。

二十五の十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

二十五の十一 人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない行為であつて次に掲げるもの

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。

口 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと

第十七条第二十七号の十四中「立ち入ること」の下に「（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）」を加え、同条第二十七号の十五中「第十一条第三項第十三号」を「第十七条第三項第十六号」に改め、同条第二十七号の十六中「第十一条第三項第十三号」を「第十七条第三項第十六号」に、「第十一条第三項」を「第十七条第三項」に改め、同条第二十八号中「知事の」を「知事が」に改め、「植栽すること」の下に「（条例第十七条第三項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三十一号中「放牧すること」の下に「（条例第十七条第三項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）」を加え、同条第三十二号中「知事に」を「知事に」に改める。

第十七条の三 中「第十二条第三項第五号」を「第十八条第三項第六号」に改め、同条第一号イ中「第十六号」の下に「第十八号、第十八号の七、第十八号の十一、第十八号の十二、第十八号の十四」を加え、「第二十五号の三、第二十七号の十八、第二十七号の二十七」を「第二十五号の五、第二十五号の六、第二十七号の十三、第二十七号の十九、第二十七号の二十八」に改め、同号ロ中「第二十五号の二」を「第二十五号の四」に改め、同条第七号中「漁業取締り」を「漁業取締り」に改め、同条第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

第十七条の四 中「第十三条第一項第二号」を「第十九条第一項第二号」に改める。

第十七条の五 第一項中「第十三条第二項」を「第十九条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同項第六号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、立入りの認定に関し」に改め、同条を同項第七号とし、同項第二号から第五号までを一号ずつ繰り

下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（条例第十九条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第十七条の五第二項中「利用者」を「申請者」に改める。

第十七条の六第一項中「第十三条第四項」を「第十九条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第三号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改め、同項第四号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、利用調整地区の区域内への立入りに関し」に改める。

第十七条の七中「第十三条第五項」を「第十九条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 再交付を必要とする枚数（条例第十九条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第十七条の七の次に次の一条を加える。

（他の利用者とその監督の下に立ち入らせることができる者の要件）

第十七条の七の二 条例第十九条第七項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、条例第十九条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

第十七条の八第一項中「第十四条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十七条の八第二項中「添付しなければならない」を「添付するものとする」に改め、同項第五号中「第十四条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

第十七条の九中「第十六条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第十七条の十中「第十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第十七条の十一中「第十六条第四項」を「第二十二条第四項」に改める。

第十七条の十二中「第十六条第五項」を「第二十二条第五項」に、「第十八条第二

項」を「第二十四条第二項」に改める。

第十八条の見出し中「公園」を「自然公園」に改め、同条第一項第一号中「第十一条第四項」を「第十七条第四項」に、「（第十八号様式）」を「（様式第二十三号）」に改め、同項第二号中「第十一条第五項」を「第十七条第五項」に、「（第十九号様式の一）」を「（様式第二十四号）」に改め、同項第三号中「第十一条第六項」を「第十七条第六項」に、「（第十九号様式の二又は第十九号様式の三）」を「（様式第二十五号又は様式第二十六号）」に改め、同項第四号中「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に、「（第二十号様式）」を「（様式第二十七号）」に改める。

第十九条中「第二十一条第一項第一号」を「第二十七条第一項第一号」に、同条第一号中「海面」を「海域」に、同条第二号中「海面の区域」を「海域の区域」に改める。

第二十条中「第二十一条第七項第三号」を「第二十七条第七項第四号」に、同条第一号中「第十一号の四」を「第十一号の五」に改める。

第二十条の二の見出し中「省略」を「省略等」に改め、同条第一項中「第十一条第三項」を「第十七条第三項」に、「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条第三項中「第十一条第三項」を「第十七条第三項」に、「第二十一条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第四章を第五章とする。

第二十条の六中「第三十二条第一項」を「第四十二条第一項」に、「第三十三条各号」を「第四十三条各号」に改め、同条を第二十条の十二とする。

第二十条の五中「第二十九条」を「第三十九条」に、「第三十条」を「第四十条」に改め、同条を第二十条の十一とする。

第二十条の四中「第二十七条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第三十条」を「第四十条」に、「福岡県」を「県」に改め、同条を第二十条の十とする。

第二十条の三中「第二十六条第三項第三号」を「第三十六条第三項第三号」に改め、同条を第二十条の九とする。

第三章を第四章とし、第二章の次に次の一章を加える。

### 第三章 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業の確認）

第二十条の三 市町村が条例第三十三条第二項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
  - イ 生態系の状況の把握及び監視
  - ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
  - ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
  - ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
  - ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
  - ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第二十条の四 県及び市町村以外の者が条例第三十三条第三項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。
  - イ 成年被後見人又は被保佐人
  - ロ 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)及び条例の規定により刑に処せられた者で、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しないもの
  - 二 その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。
  - 三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請書の様式等)

第二十条の五 条例第三十三条第四項の申請書の様式は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(様式第二十八号)とする。

2 条例第三十三条第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第三十三条第五項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。  
一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形

図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(様式第二十九号)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第二十条の六 条例第三十三条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請書の様式)

第二十条の七 条例第三十三条第七項の申請書の様式は、生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(様式第三十号)とする。

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出)

第二十条の八 条例第三十三条第九項に規定する規則で定める軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書(様式第三十一号)を提出して行うものとする。

第二十一条中「条例第二十三条第三項(条例第二十五条第三項及び条例第三十八条第四項において準用する場合を含む。 )及び第十一号様式」を「条例第十四条第二項及び条例第二十九条第三項(条例第三十一条第三項及び条例第五十一条第四項において準用する場合を含む。 )」に、「第二十一号様式」を「様式第三十二号」に改める。

第二十二条中「第六十四条」を「第七十七条」に、「請求者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)」を「氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名」に改める。

第一号様式から第二十一号様式までを削り、附則の次に次の三十二様式を加える。

様式第1号（第3条）

## 公園事業執行認可申請（執行協議）書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者（協議者）の住所及び  
氏名（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者氏名（記名押印又は代表者の署名）

福岡県立自然公園条例第8条第3項（第2項）の規定により 県立自然公園内において次のとおり に関する公園事業の一部を執行したいので申請（協議）します。

公園施設の種類	
公園施設の位置	
公園施設の規模	
公園施設の管理又は経営の方法	
公園施設の供用開始の予定年月日	
工事施行の 予定期間	認可を受けた日から 日以内に着手 工事着手してから 日以内に完了
備考	

(注)

- 1 公園施設の種類が複数にわたる場合は、福岡県立自然公園条例第1条各号に定める施設ごとに申請（協議）を行うこと。
- 2 「公園施設の規模」欄には、添付設計書及び図面と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
- 3 公園施設が数個又は数棟にわたる場合は、個々の施設ごとに規模を記載すること。
- 4 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、直営又は委託の別、料金徴収の有無、委託の場合の受託者、供用期間（通年又は毎年 月 日から 月 日まで）と記載すること。
- 5 添付図面のうち、建築物に関する平面図は間取り及び各室の用途を記載すること。
- 6 不要な文字は、抹消すること。

## 公園施設の規模記載事項例

## 1 建築物

敷地面積、棟数、各棟の建築面積、階数、最高部の高さ、主要構造部の材料、間取り、屋根の形状、材料及び色彩、外壁の構造及び暖房の種類、便所の様式、その他附属施設の概要

## 2 道路

延長、幅員（全幅員、有効幅員）、舗装の種類、最大縦断勾配、曲線部の最大半径、切取り及び盛土法面の勾配、切取り及び盛土法面の最大の高さ、切取り及び盛土法面の保護及び修景の方法、トンネル（延長、幅員、高さ、巻立工の概要）、橋（形式、延長、幅員、橋底の高さ、橋脚等の構造、材料）、附属建築物（1の建築物に準じて詳記する。）

## 3 橋

延長、幅員、橋底の高さ、橋の形式、橋脚又は支柱の材料及び構造主げた又は吊索の材料及び構造、最大経間距離、附属建築物（1の建築物に準じて詳記する。）

## 4 園地

修景工（植栽面積、植栽樹種、芝生面積）、園路工（延長、幅員、舗装）、附属建築物（1の建築物に準じて詳記する。）

## 5 広場、運動場

敷地面積、土工面積、表面舗装、修景工（植栽面積、芝生面積）、附属建築物（1の建築物に準じて詳記する。）

## 6 野営場

敷地面積、敷地の状態、施設の種類（ケビン、テント又はケビンテント併用の別）、棟数、建築面積、階数、延床面積、最高部の高さ、主要構造物の材料間取り、屋根の形状、材料及び色彩、外壁の構造及び色彩、便所の様式、給水施設（水源の種類、構造の概要）、附属施設（野外炉、ベンチその他の簡易施設の規模及び構造）

## 7 水泳場

利用水面の種類、敷地面積、建築物の規模及び構造（1の建築物に準じて詳記する。）

## 8 舟遊場

敷地面積、利用水面の種類、舟艇種類、要目隻数、附属建築物（1の建築物に準じて詳記する。）

様式第2号（第6条の2）

## 公園事業変更認可申請（変更協議）書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者（協議者）の住所及び  
 氏名（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称  
 並びに代表者氏名（記名押印又は代表者の署名）

公園事業の執行認可を受けた（同意を得た）事項を変更したいので、次のとおり申請（協議）  
 します。

執行認可を受けた（同意を得た）年月日及び番号	年 月 日 第 号		
公園施設の種類			
変更の内容	事項	変更前	変更後
	公園施設の位置		
	公園施設の規模		
	公園施設の管理又は経営の方法		
変更を必要とする理由			
備考			

(注)

- 「執行認可を受けた（同意を得た）年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書（同意書）記載のものを記載すること。
- 変更しようとする事項が公園施設の位置又は公園施設の規模に係るものであるときは、様式第1号の添付書類に準じて変更の内容を明らかにした図面及び工事費の内訳書を添えること。
- 「変更の内容」欄には、執行認可を受けた（同意を得た）事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

様式第3号（第6条の3）

公園事業軽微変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名  
 (記名押印又は署名) } ( 法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称  
 並びに代表者氏名 (記名押印又は代表者の署名) )

公園事業の執行認可を受けた（同意を得た）事項の軽微な変更について、次のとおり届け出ます。

執行認可を受けた（同意を得た）年月日及び番号	年 月 日 第 号			
公園施設の種類				
変更の内容	事項	変更前		変更後
	氏名(名称、代表者氏名)、住所			
	公園施設の管理又は経営の方法	受託者		
		供用期間		
		標準額		
	公園施設の供用開始予定年月日			
工事施行の予定年月日				
変更理由				
備考				

(注)

- 1 「執行認可を受けた（同意を得た）年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書（同意書）記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には、執行認可を受けた（同意を得た）事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 3 「公園施設の管理又は経営の方法」欄には、それぞれ次の事項を記載すること。
  - (1) 受託者 公園施設の管理又は経営を委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - (2) 供用期間 公園施設の供用期間が通年でない場合の供用期間
  - (3) 標準額 公園施設の使用料等を徴収する場合の標準的な額
- 4 不要な文字は、抹消すること。

様式第4号（第7条第1項）

## 公園事業合併（分割）承継承認申請（承継協議）書

年 月 日

福岡県知事 殿

事業を承継する法人の主たる事務所の所在地、名称  
及び代表者氏名（記名押印又は代表者の署名）

公園事業者の地位の承継をしたいので、次のとおり申請します（協議します）。

執行認可を受けた（同意を得た） 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
公園事業者である法人の住所 、 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
合併又は分割をした年月日	
理 由	
備 考	

(注)

- 1 「執行認可を受けた（同意を得た）年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書（同意書）記載のものを記載すること。
- 2 不要な文字は、抹消すること。

様式第5号（第7条第3項）

## 公園事業相続承継承認申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

事業の相続人の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

公園事業者の地位の承継をしたいので、次のとおり申請します。

執行認可を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人との続柄	
被相続人の死亡年月日	
備 考	

(注) 「執行認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書記載のものを記載すること。

様式第6号（第8条）

## 公園事業休止（廃止）届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

公園事業を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。

執行認可を受けた（同意を得た） 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
休 止 す る 公 園 施 設 の 範 囲	
休 止 の 予 定 期 間 （ 廃 止 の 予 定 年 月 日 ）	
休 止 期 間 中 の 公 園 施 設 の 管 理 方 法 （ 廃 止 後 の 公 園 施 設 の 取 扱 い ）	
休 止 （ 廃 止 ） を 必 要 と す る 理 由	
備 考	

(注)

- 1 公園事業の休止又は廃止をしようとする者が法人であるときは、公園事業の休止又は廃止に関する意思決定を証する書類を添付すること。
- 2 「執行認可を受けた（同意を得た）年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書（同意書）記載のものを記載すること。
- 3 「休止の範囲」欄には、全部又は一部の別を記載し、一部の場合はその範囲を明示すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 5 不要な文字は、抹消すること。

様式第7号（第15条）

## 執行認可（執行同意）の失効届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

公園事業の執行認可（執行同意）の失効について、次のとおり届け出ます。

執行認可を受けた（同意を得た） 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
公 園 施 設 の 種 類	
失 効 年 月 日	
失 効 理 由	
備 考	

(注)

- 1 「執行認可を受けた（同意を得た）年月日及び番号」欄には、当該事業の当初の認可書（同意書）記載のものを記載すること。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とするものについて、関係法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- 3 不要な文字は、抹消すること。

様式第8号（第16条）

## 特別地域内工作物新築（改築、増築）許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称並びに 代 表 者 氏 名 (記名押印又は代表者の署名)
--

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
 における工作物新築（改築、増築）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
工 作 物 の 種 類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	外 部 の 仕 上 げ 及 び 色 彩	
	関連行為の概要	
施行後の周辺の取扱い		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、敷地造成、残土処理、工事中仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

様式第9号（第16条）

特別地域内木竹伐採許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
における木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
林 況	林種及び樹種	
	林令	
	森林面積	
	総蓄積 ( a )	
施 行 方 法	伐採種別	
	伐採樹種	
	伐採面積	
	平均樹令	
	平均胸高直径	
	伐採材積 ( b )	
	伐採材積歩合 ( b / a )	%
	関連行為の概要	
伐採跡地の取扱い		
予 定 日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「伐採種別」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、塊状択伐）、間伐の別を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置等申請行為に伴う内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第10号（第16条）

## 特別地域内指定区域木竹損傷許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称並びに 代 表 者 氏 名 (記名押印又は代表者の署名)
--

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
 における指定区域内での木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
損傷する木竹の種類		
施 行 方 法	損傷する木竹 の 数 量	
	損 傷 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第11号（第16条）

特別地域内鉱物掘採（土石採取）許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
（記名押印又は代表者の署名）

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
鉱 物（土 石）の 種 類		
施 行 方 法	掘採（採取）方法	
	掘採（採取）量	
	掘採（採取）設備	
	土地の形状を 変更する面積	
	掘採（採取）後の 土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採（採取）跡地 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「掘採（採取）方法」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の種別を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、ズリ処理等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

様式第12号（第16条）

特別地域内水位（水量）に増減を及ぼさせる行為許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
（記名押印又は代表者の署名）〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
における水位（水量）の増減をきたす行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況	地 況	
	現在の水位（水量）	
	水の利用状況	
施行方法	水位（水量）の増減の及ぶ範囲	
	水位（水量）の増減の原因となる行為・設備等	
	水位（水量）の増減の内容	
予定日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「水位（水量）の増減の内容」欄には、申請行為による水位（最高水位、最低水位等）又は水量（取水量、放流量等）の変化を記入すること。なお、一定の期間ごとに水位（水量）の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 4 不要な文字は、抹消すること。

様式第13号（第16条）

特別地域内広告物等の設置等許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
における広告物の掲出（設置、表示）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
広 告 物 等 の 種 類		
施 行 方 法	独立して設置する 場合の敷地面積	
	広告物を掲出又は表示する 工作物の種類及びその箇所	
	規 模 及 び 構 造	
	主 要 材 料	
	色 色 彩	
	表 示 の 内 容	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請書の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。なお、不要な文字は抹消すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「広告物を掲出又は表示する工作物の種類及びその箇所」欄には、店舗の屋根、倉庫の壁面等当該広告物を掲出又は表示しようとする工作物の種類と、掲出又は表示しようとする箇所を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。  
また、過去に福岡県立自然公園条例の許可を受けた者にあつては、その旨、許可処分の日付、番号、付された条件、変更する理由等を記入すること。

様式第14号（第16条）

## 特別地域内物の集積（貯蔵）許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
（記名押印又は署名）

法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称並びに 代 表 者 氏 名 （記名押印又は代表者の署名）
--

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
における物の集積（貯蔵）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
集 積（貯 蔵）物 の 種 類		
施 行 方 法	集 積（貯 蔵） 方 法	
	土地 使用 面積	
	関連行為の概要	
	集 積（貯 蔵） 設 備	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 5 不要な文字は、抹消すること。

様式第15号（第16条）

特別地域内水面埋立（干拓）許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
における水面の埋立（干拓）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	埋立(干拓)面積	
	工 事 の 方 法	
	関 連 行 為 の 概 要	
	埋立(干拓)後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 3 「関連行為の概要」欄には、支障となる動植物の除去、工事中仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 5 不要な文字は、抹消すること。

様式第16号 (第16条)

特別地域内土地形状変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
における土地の形状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	土 地 の 形 状 を 変 更 す る 面 積	
	工 事 の 方 法	
	変 更 後 の 土 地 の 形 状	
	関 連 行 為 の 概 要	
	変 更 後 の 取 扱 い	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、工事用仮工作物の設置等申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第17号 (第16条)

特別地域内高山植物等の採取 (損傷) 許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
における高山植物の採取 (損傷) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
採取 (損傷) 物の種類		
施行方法	採取 (損傷) 物の 数 量	
	採取 (損傷) 方法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 1 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 3 「採取 (損傷) 方法」欄には、使用器具の名称、採取 (損傷) 部分の別等を記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前を記入すること。
- 5 不要な文字は、抹消すること。

様式第18号（第16条）

## 特別地域内指定植物の植栽（播種）許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
（記名押印又は署名）

法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称並びに 代 表 者 氏 名 （記名押印又は代表者の署名）
--

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
 における指定区域内での指定植物の植栽（播種）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
植栽（播種）する 植 物 の 種 類		
施行方法	植栽（播種）面積	
	植栽（播種）数量	
	植栽（播種）方法	
	管 理 方 法	
	関連行為の概要	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「植栽（播種）する植物の種類」欄には、植栽又は播種をする植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。
- 「管理方法」欄には、植栽又は播種をする植物種が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、特別地域内で採取した木竹以外の植物の再度の植栽又は播種をする場合、場所等の詳細を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

様式第19号（第16条）

特別地域内動物の捕獲（殺傷）  
（動物の卵の採取（損傷））許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
（記名押印又は署名）

法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
（記名押印又は代表者の署名）

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内に  
おける動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付近の状況		
動物（卵）の種類		
施行 方法	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） 物の数量	
	捕獲（殺傷） （採取（損傷）） の方法	
予定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「捕獲（殺傷）（採取（損傷））方法」欄には、捕獲（殺傷）（採取（損傷））の方法、使用器具の名称等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を、申請者以外に当該行為を行う者がいる場合は、その名前を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

様式第20号（第16条）

特別地域内指定動物の放出（指定家畜の放牧）許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内における指定区域内での指定動物の放出（指定家畜の放牧）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその付近の状況		
動物（家畜）の種類		
施行方法	動物（家畜）の数量（頭数）	
	放出（放牧）方法	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備考		

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。
- 「放出（放牧）方法」欄には、放出する動物（放牧する家畜）が当該地周辺の景観の維持に支障を及ぼさないための措置等を記入すること。なお、家畜にあつては、放牧面積、放牧施設及び放牧時期を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

様式第21号 (第16条)

特別地域内工作物等色彩変更許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
(記名押印又は代表者の署名)〕

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
における の色彩変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	色彩を変更する 工 作 物	
	色彩を変更する 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備	考	

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を、「 の色彩変更」の箇所には、屋根の色彩変更、壁面の色彩変更等色彩を変更する工作物の箇所を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第22号（第16条）

## 特別地域内車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）許可申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称並びに 代 表 者 氏 名 (記名押印又は代表者の署名)
--

福岡県立自然公園条例第17条第3項の規定により 県立自然公園の特別地域内  
 における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目	的	
場	所	
行為地及びその 付 近 の 状 況		
車馬（動力船、航空機） の 種 類 及 び 数		
使 用 （ 着 陸 ） 範 囲 及 び 面 積		
使 用 （ 着 陸 ） 方 法		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

- 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「使用（着陸）方法」欄には、自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

様式第23号（第18条）

特別地域内行為着手済届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
(記名押印又は代表者の署名)〕

県立自然公園の特別地域（物）が指定（拡張）された際、福岡県立自然公園条例第17条第4項に規定する届出を要する行為に着手していたので、次のとおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第8号から様式第22号の例に準じて記載すること。

様式第24号（第18条）

特別地域内非常災害応急措置届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
(記名押印又は代表者の署名)〕

県立自然公園の特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第5項に規定する届出を要する非常災害のために必要な応急措置をしたので、次のとおり届け出ます。

(注) 記載事項は、それぞれの行為につき様式第8号から様式第22号の例に準じて記載すること。

様式第25号（第18条）

## 特別地域内植栽届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称並びに 代 表 者 氏 名 (記名押印又は代表者の署名)
--

県立自然公園特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第6項に規定する届出を要する木竹の植栽行為を行いたいので、次のとおり届け出ます。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	植 栽 種 別	
	植 栽 面 積	
	植 栽 樹 種	
	樹 令	
	植 栽 数 量	
	植 栽 方 法	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

- 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「植栽種別」欄には、補植又は新植の別を記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第26号（第18条）

## 特別地域内家畜の放牧届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名  
(記名押印又は署名)

法人にあつては、主たる 事務所の所在地及び名称並びに 代 表 者 氏 名 (記名押印又は代表者の署名)
--

県立自然公園特別地域内において、福岡県立自然公園条例第17条第6項に規定する届出を要する家畜の放牧行為を行いたいので、次のとおり届け出ます。

目	的	
場	所	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況		
施 行 方 法	放 牧 面 積	
	家 畜 の 種 類 及 び 頭 数	
	関 連 行 為 の 概 要	
	放 牧 設 備	
	放 牧 時 期	
	管 理 方 法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

(注)

- 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記入すること。
- 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。
- 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。
- 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。

様式第27号（第18条）

普通地域内行為届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名  
（記名押印又は署名）

（法人にあつては、主たる  
事務所の所在地及び名称並びに  
代 表 者 氏 名  
（記名押印又は代表者の署名）

県立自然公園普通地域において、福岡県立自然公園条例第27条第1項に規定する  
届出を要する 行為をしたいので、次のとおり届け出ます。

（注） 記載事項は、それぞれの行為につき様式第8号及び様式第11号から様式第16号まで  
の例に準じて記載すること。

様式第28号（第20条の5）

## 生態系維持回復事業確認（認定）申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

福岡県立自然公園条例第33条第2項（第3項）の規定により、  
ける 生態系維持回復事業の実施に係る確認（認定）を受けたいので、次のとおり  
申請します。 県立自然公園にお

生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業を行う期間	
生態系維持回復事業の内容	
備 考	

(注)

- 1 申請文の「  
生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図を添付すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、複数の生態系維持回復事業を行う場合であつて、それぞれの事業によつて生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の種類ごとに記載すること。
- 4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の種類、内容又は方法、使用又は設置をする機材等について概要を記載すること。また、複数の生態系維持回復事業を行う場合は、生態系維持回復事業の種類ごとに概要を記載すること。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
  - (2) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - (3) 関連する計画の有無（ある場合には、その名称）
  - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請に当たつては、生態系維持回復事業実施計画書（様式第29号）を添付すること。
- 7 不要な文字は、抹消すること。

様式第29号(第20条の5)

## 生態系維持回復事業実施計画書

- 1 県立自然公園の名称
- 2 生態系維持回復事業計画の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う区域
- 4 生態系維持回復事業を行う期間
- 5 生態系維持回復事業の目標
- 6 生態系維持回復事業の内容
  - (1) 生態系の状況の把握及び監視
  - (2) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
  - (3) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
  - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
  - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
  - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等
- 7 備考
  - (注)
    - 1 「生態系維持回復事業計画の名称」は、当該生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
    - 2 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
    - 3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
    - 4 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復をすべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
    - 5 「生態系維持回復事業の内容」は、次のとおり記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要しない。
      - (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査及び監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、方法(調査及び監視の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、目標、関連行為の概要(調査及び監視のための動物の捕獲等)等について記載すること。
      - (2) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、方法(実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ、色彩等)、目標、関連行為の概要(土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。
      - (3) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類、防除の方法(捕獲等をする個体数、個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施時期、実施期間等)、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要(仮工作物の設置等)等について具体的に記載すること。
      - (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類、保護増殖の方法(保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置をする機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等)、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
      - (5) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
      - (6) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査又は試験研究、動植物の生息環境又は生育環境等の生態系の管理手法に関する調査又は試験研究等の内容、方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
    - 6 「備考」欄は、次のとおり記載すること。
      - (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
      - (2) 使用又は設置をした機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項(従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等)等について記載すること。

様式第30号（第20条の7）

## 生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者の住所及び氏名  
（記名押印又は署名）

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称  
並びに代表者氏名（記名押印又は代表者の署名）〕

福岡県立自然公園条例第33条第6項の規定により、  
生態系維持回復事業の確認（認定）を受けた事項の変更に係る確認（認定）を受けたいので、次のとおり申請（協議）します。

確認（認定）を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
変更の内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業を行う期間		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
備考			

(注)

- 申請文の「  
県立自然公園」の箇所には当該県立自然公園の名称を、「  
生態系維持回復事業」の箇所には当該生態系維持回復事業の名称を記載すること。
- 「確認（認定）を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認（認定）通知書記載のものを記載すること。
- 「変更の内容」欄には、確認（認定）を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺2万5千分の1以上の地形図を添付すること。
- 「備考」欄には、次の事項を記載すること。
  - 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
  - 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書（様式第29号）を添付すること。
- 不要な文字は、抹消すること。

様式第31号（第20条の8）

生態系維持回復事業軽微変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

届出人の住所及び氏名 (記名押印又は署名) (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称 並びに代表者氏名 (記名押印又は代表者の署名))

福岡県立自然公園条例第33条第9項の規定により、次のとおり 県立自然公園における 生態系維持回復事業を行う者の氏名 (名称、住所、代表者の氏名) の変更を届け 出ます。

Table with 4 rows and 2-3 columns. Headers include '確認(認定)を受けた年月日及び番号', '変更前', '変更後', '変更した年月日', and '備考'.

- (注) 1 届出文の「 県立自然公園」の箇所には、当該県立自然公園の名称を記載すること。 2 「確認(認定)を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認(認定)通知書記載のものを記載すること。 3 不要な文字は、抹消すること。

(表)  
第

号

所 属

職 名

氏 名

身 分 証 明 書

年 月 日 交 付

福岡県知事

印

(裏)

この証明書を携帯する者は、福岡県立自然公園条例第十四条第二項、第二十九条第三項、第三十一条第三項及び第五十一条第四項の規定に基づき福岡県立自然公園の保護又は利用上必要な指示若しくは立入りを行い、又は公園事業に関し実地調査のための立入り若しくは標識の設置等を行う職員である。

様式第32号(第21条)

(福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 福岡県環境保全に関する条例施行規則(昭和四十八年福岡県規則第十七号)の

一部を次のように改正する。

目次中

「第二節 保全(第十一条―第二十二條)」を

「第二節 保全(第十一条―第二十二條)」を

第三節 生態系維持回復事業(第二十二條の二―第三)に改める。

二十二條の六)

第二條の二(見出しを含む。)、第二條の三(見出しを含む。)&及び第三條中「告

示」を「公示」に改める。

第十條第四号中「給餌施設」を「給餌施設」に改める。

第十一條第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十一條第一項第八号中「法令」の下に「(条例及び規則を含む。以下同じ。)」

を加え、「進ちよく状況」を「進捗状況」に改め、同條第二項第四号中「附近」を「

付近」に改める。

第十二條第一号ハ(イ)から(エ)までを削り、同号ハに次のように加える。

- (1) 砂防法(明治三十年法律第二十九号) 第一條に規定する砂防設備
- (2) 海岸法(昭和三十一年法律第一百号) 第二條第一項に規定する海岸保全施設その他の海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設
- (3) 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号) 第二條第三項に規定する地すべり防止施設
- (4) 河川法(昭和三十九年法律第六十七号) 第三條第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号) 第二條第二項に規定する急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。)
- (7) 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号) 第三條に規定する漁港施設又は同法第四十條の規定により漁港施設とみなされた施設

(8) 沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和五十四年法律第二十五号) 第二

條第一項に規定する沿岸漁業(総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船

(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下同じ。

( )の構造の改善に関する事業に係る施設

(9) 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号) 第七條に規定する

沿岸水産資源開発計画に基づく事業に係る施設

(10) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号) 第二條第二項第一号に規定

する土地改良施設

(11) 道路法(昭和二十七年法律第八十号) 第二條第一項に規定する道路、農

道、林道その他の道(以下第十三号及び第十五條第十一号を除き「道路」と

いう。)であつて、自動車のみ交通の用に供し、かつ、主として観光の用

に供するもの以外のもの

(12) 道路を管理するための建築物

(13) 鉄道、軌道又は索道

(14) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車若しくは船舶による旅客運送事

業の営業所若しくは待合所である建築物(これらに附帯する建築物を含む。)

(15) 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) 第二條第六項の規定により港湾

施設とみなされた施設

(16) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十

六号) 第三條第十四号に規定する廃油処理施設

(17) 航路標識その他の船舶の交通の安全を確保するための施設

(18) 係留施設その他の船舶による運送の用に供する工作物

(19) 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) 第二條第五項に規定する航空

保安施設

(20) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物

(21) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)

(22) 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号) 第二條第一項第十六号に規定

する電気工作物（火力発電所を除く。）

(23) 教育又は試験研究を行うための工作物

(24) 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項に規定する水道施設

(25) 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水道

(26) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物

(27) 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する工作物

(28) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物

(29) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物（住宅を除く。）

(30) 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第二十七条第一項の規定により指定された重要文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物

(31) 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物

(32) (1)から(5)まで、(7)から(10)まで、(13)又は(15)から(26)までに掲げる工作物に附帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物

(33) 条例第十六条第三項の規定による許可を受けた行為（条例第二十一条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。）を行うための工作物

第十二条第一号ニ(一)から(四)までを削り、同号ニ(1)に次のように加える。

(ア) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して

六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

(ウ) 現に存する建築物の敷地である土地

(エ) (ア)又は(イ)の土地に隣接する土地（道路又は水路をはさんで接する土地を含む。）

第十二条第一号ニ(2)(一)から(三)までを削り、同号ニ(2)に次のように加える。

(ア) 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合

(イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前六月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合

(ウ) 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合

第十二条第一号ニ(3)中「(三)」を「(ウ)」に、「(一)又は(二)」を「(ア)又は(イ)」に改め、同条第三号ニ(2)(一)及び(二)を削り、同号ニ(2)に次のように加える。

(ア) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して六月前において現に建築物の敷地であつた土地

(イ) 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であつた土地

第十二条第四号ニ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条第五号口中「ゆう出」を「湧出」に改め、同条中第十一号を第十四号とし、同条第十号中「道路」の下に「（車馬の運行の用に供される道をいう。第十五条第十一号において同じ。）」を加え、同号を同条第十三号とし、同条中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

十 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における

自然環境の保全に支障を及ぼすおそれ少ないこと。

十一 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第十三条中「第十六条第九項第二号」を「第十六条第九項第三号」に改め、同条第一号中「（昭和二十五年法律第二百十八号）」を削り、同条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り上げる。

第十四条中「第十六条第九項第二号」を「第十六条第九項第三号」に改め、同条第六号中「こう配」を「勾配」に、「限る。」を「限る。」に改め、同条中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八條の二第二項の規定により県が行う保全事業又は同条第三項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十五条中「第十六条第九項第三号」を「第十六条第九項第四号」に改め、同条第一号イ中「給餌台」を「給餌台」に改め、同号ニ中「又若しくはル」を「ル若しくはヲ」に改め、「同号」の下に「イに掲げる施設については駐車場及びヘリポートを除き、同号」を加え、「若しくはその区域が」を「若しくはその区域が」に改め、同号チ中「こう配」を「勾配」に改め、同号リ中「よう壁」を「擁壁」に改め、同号ル中「プラットホーム」を「プラットホーム」に改め、同号ヲ中「海洋汚染」を「海洋汚染等」に改め、同号ヨ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同号タ中「又は公衆電話施設」を「、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気事業通信事業法（昭

和五十九年法律第八十六号）第四百四十一条第三項に規定する陸標」に改め、同号ネ中「灯ろう」を「灯笼」に改め、同号ラ中「イ）からハ）まで、又はチ）を「(1)、(2)、(3)又は(8)」に改め、同号リイ）からリチ）までを削り、同号ラに次のように加える。

(1) 高さが五メートル以下であり、かつ、床面積の合計が三十平方メートル以下であるきん舎又は畜舎

(2) 空中線系（その支持物を含む。）その他これに類するもので、高さが二十メートル以下のもの

(3) 当該建築物の高さを超えない高さの物干場

(4) 旗ざおその他これに類するもの

(5) 門、塀、給水設備又は消火設備

(6) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第三号に規定する建築設備

(7) 地下に設ける工作物（建築物を除く。）

(8) 高さが五メートル以下のその他の工作物（建築物を除く。）

第十五条第三号ニ中「届け出たもの」の下に「（公立の大学（地方独立行政法人法（平成十五年法律百十八号）第六十八條第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）にあつては、知事に通知したもの）」を加え、同条第五号に次のように加える。

へ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

第十五条第十号中「第七号」を「第十号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号ハイ）からヘ）までを削り、同号ハに次のように加える。

(1) 住宅又は高さが五メートルを超え、若しくは床面積の合計が百平方メートルを超える建築物（仮設のものを除く。）を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、高さが五メートルを超え、又は床面積の合計が百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

(2) 用排水施設（幅員二メートル以下の水路を除く。）又は幅員が二メートル

を超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、幅員が二メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。

- (3) 農用地の災害を防止するためのダムを新築すること。
- (4) 宅地を造成し、又は土地を開墾すること。
- (5) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (6) 森林である土地の区域内において、木竹を伐採すること。

第十五条第九号へ中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百零一条第一項」に改め、同号ト中「第四条第五項」を「第四条第六項」に、「あつては、」を「おける」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号チ中「免許」を「許可」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号ル中「屎尿浄化槽」を「屎尿浄化槽」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号の次に次の三号を加える。

- 七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの
  - イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
  - ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
  - ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
  - ホ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
- リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

又 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

ハ 条例第十六条第三項第八号に規定する行為であつて森林の整備及び保全を図るために行うもの

九 条例第十六条第三項第九号に規定する行為であつて次に掲げるもの

イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

ハ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない行為であつて次に掲げるもの

- (1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものをその目的のために放つこと。
- (2) 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

第十六条中「第十七条第三項第四号」を「第十七条第三項第五号」に改める。

第十七条中「第十七条第三項第五号」を「第十七条第三項第六号」に改め、同条第一号中「、又は第九号イ」を「又は第十二号イ」に、「第九号ハ」を「第十二号ハ」に改め、同条第二号ロ中「届け出たもの」の下に「（公立の大学にあつては、知事に通知したもの）」を加え、同号ハ中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

第十八条第一項中「第十七条第三項第六号」を「第十七条第三項第七号」に改める。

第二十条中「第十八条第六項第三号」を「第十八条第六項第四号」に改める。

第二十一条中「第十八条第六項第四号」を「第十八条第六項第五号」に改め、同条

第一号ホ中「届出」の下に「(条例第二十一条第二項の規定による通知を含む。)」を加え、同条第六号ロ(イ)から(ハ)までを削り、同号ロに次のように加える。

- (1) 住宅又は高さが十メートルを超え、若しくは床面積の合計が五百平方メートルを超える建築物(仮設のものを除く。)を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、高さが十メートルを超え、又は床面積の合計が五百平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

- (2) 用排水施設(幅員が四メートル以下の水路を除く。)又は幅員が四メートルを超える農道若しくは林道を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、幅員が、四メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)

- (3) 農用地の災害を防止するためダムを新築すること。
- (4) 宅地を造成すること。

- (5) 土地を開墾すること(農業を営む者が、その経営に係る農地又は採草放牧地に近接してこれと一体として経営することを目的として行うものを除く。)

- (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること(農業を営む者が、農地又は採草放牧地の造成又は改良を行うために当該造成又は改良に係る土地に介在する池沼等を埋め立てることを除く。)

第二十一条第六号ニ中「第十五条第九号ニ」を「第十五条第十二号ニ」に改める。

第二十二条第一号を次のように改める。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第二十二条第八号中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改め、同条の表「条例第十八条第一項の届出」の項中「附近」を「付近」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第三節 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第二十二条の二 市町村が、条例第二十一条の三第三項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

- イ 生態系の状況の把握及び監視
- ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- ヘ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第二十二条の三 国及び市町村以外の者が、条例第二十一条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- 一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 成年被後見人又は被保佐人

- ロ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)及び条例の規定により刑に処せられた者で、その執行を終わり、又はその刑の執行を受けることなくなつた日から起算して二年を経過しないもの

- 二 その行う生態系維持回復事業が自然環境保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

- 三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからハまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第二十二条の四 条例第二十一条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

- 2 条例第二十一条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形

図

- 二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第二十二條の五 条例第二十一條の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第二十二條の六 条例第二十一條の三第六項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出するものとする。

一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

第二十五條第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第二十五條第一項第十一号中「進ちよく状況」を「進捗状況」に改める。

第二十六條の二第一項中「住所若しくは氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)」を「氏名若しくは名称、住所、法人にあつては、その代表者の氏名」に改める。

第二十七條及び第二十八條中「いおう」を「硫黄」に改める。

第二十九條第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第二十九條第一項第四号から第八号までの規定及び同条第二項中「いおう」を「硫黄」に改める。

第三十條第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第三十三條中「いおう」を「硫黄」に改める。

第三十四條第一項中「住所若しくは氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名)」を「氏名若しくは名称、住所、法人にあつては、その代表者の氏名」に改める。

第三十七條第一項中「第十七條第三項第六号」を「第十七條第三項第七号」に改める。

第三十八條第一項第一号を次のように改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

様式第二号中「第十七條第三項第六号」を「第十七條第三項第七号」に、「第三十六條 次の各号の一に該当する者は、二十万円」を「第三十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円」に、「第三十七條 次の各号の一に」を「第三十七條 次の各号のいずれかに」に改める。

様式第三号中「一に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改める。  
別表第二の九の項中「いおう」を「硫黄」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十三年九月一日から施行する。

(福岡県立自然公園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一條の規定による改正前の福岡県立自然公園条例施行規則(以下「旧自然公園規則」という。)の規定により提出されている同意若しくは認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後は、同条の規定による改正後の福岡県立自然公園条例施行規則(以下「新自然公園規則」という。)の相当規定に基づいて、新自然公園規則の規定により提出されている同意若しくは認可の申請書又は届出書並びにこれらの添付書類及び図面とみなす。

3 施行日前に旧自然公園規則第三條(旧自然公園規則第十五條において準用する場合を含む。)の申請書又は協議書に係る申請又は協議の申出がされた場合における認可又は同意並びに当該認可又は同意に係る施設の供用開始及び管理又は経営の方法の届出(管理又は経営の方法の変更の届出を除く。)については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に旧自然公園規則第五條の規定により届け出なければならぬこととされている管理又は経営の方法の変更については、なお従前の例による。

5 施行日前に旧自然公園規則第六條第一項(旧自然公園規則第十五條において準用する場合を含む。)次項において同じ。)の規定により承認の申請又は協議の申出がされた場合における承認又は同意及び当該承認又は同意に係る施設の供用開始については

、なお従前の例による。

6 施行日前に旧自然公園規則第六条第一項の規定によりされた承認又は同意（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認又は同意を含む。）は、福岡県立自然公園条例及び福岡県環境保全に関する条例の一部を改正する条例（平成二十三年福岡県条例第十二号。以下「改正条例」という。）第一条の規定による改正後の福岡県立自然公園条例（以下「新自然公園条例」という。）第八条第六項の規定によりされた認可又は同意とみなす。

7 施行日前に旧自然公園規則第七条（旧自然公園規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認の申請又は届出は、新自然公園条例第八条の規定によりされた届出とみなす。

8 施行日前に旧自然公園規則第八条第二項（旧自然公園規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定により承認の申請若しくは届出がされた場合又は事業の譲渡につき他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分申請がされた場合における地位の承継については、なお従前の例による。

9 施行日前に発生した事項につき旧自然公園規則第十条（旧自然公園規則第十五条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

10 施行日前に旧自然公園規則第四条第一項（旧自然公園規則第六条第四項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第七条第一項若しくは第十一条第三項の規定又は同条第一項若しくは第十二条の規定による命令に違反した行為（附則第三項又は第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為を含む。）を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。

11 施行日前に改正条例第一条の規定による改正前の福岡県立自然公園条例（以下「旧自然公園条例」という。）第七条第三項の認可を受けた者（施行日以後に附則第三項の規定によりなお従前の例により認可を受けた者を含む。）については、新自然公園条例第十二条第三項第二号の規定の適用については、旧自然公園規則第九条の規定により付された条件（施行日以後に附則第三項、第五項又は第八項の規定によりなお従前の例により付された条件を含む。）は、新自然公園条例第八条第十項の規定により付された条件とみなす。

12 公園事業の執行の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）が、施行日前に公園事業者でなくなつた場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなつた場合を除く。）における当該公園事業者であつた者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。

13 新自然公園規則第十六条の規定は、施行日以後にされる新自然公園条例第十七条第三項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた旧自然公園条例第十一条第三項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

14 施行日前に交付された旧自然公園規則第二十一号様式による証明書は、新自然公園規則の規定による証明書とみなす。

（福岡県環境保全に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

15 第二条の規定による改正後の福岡県環境保全に関する条例施行規則第十二条の規定は、施行日以後にされる改正条例第二条の規定による改正後の福岡県環境保全に関する条例第十六条第三項の規定による許可の申請について適用し、施行日前にされた改正条例第二条の規定による改正前の福岡県環境保全に関する条例第十六条第三項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。

16 施行日前に交付された第二条の規定による改正前の福岡県環境保全に関する条例施行規則様式第二号及び様式第三号による証明書は、その有効期間内においては、同条の規定による改正後の福岡県環境保全に関する条例施行規則の規定による証明書とみなす。